6	１１番　　堤　　理　志　　議員 ①　子どもの居場所づくりについて 　昨年、総務厚生常任委員会で複合施設について視察に行きました。その中で印象的だったものに、武蔵野プレイスの２つのスペースがあります。１つはスタディーコーナーで、文字通り学習スペースであります。もう１つは地下２階にあるスタジオラウンジです。このスペースはイスやテーブル、ソファがあり、気軽に様々なすごし方ができる青少年専用のスペースです。案内をした職員さんが言うには、子どもが来ていても行政に通報したりせず見守っているそうです。 　大人目線でみると「未成年がたむろしている」とネガティブに捉えがちですが、子どもにとっては「心を開ける仲間と団らん、あるいは自分が１人で自分らしくすごせる場所」であるのだろうと私も考え方を改めるきっかけになりました。 　昨今、複雑な事情を抱えた青少年が増加し、心が落ち着ける場所は、学校でもなく家でもない子たちがいるとして、さまざまな行政が、地域と連携して子どもの居場所を設ける事例があるようです。 　１２月の一般質問で、学習スペースのニーズがあると質問したところ、新図書館が北陽台高校の近くでもあるので検討する旨の答弁がありました。新図書館にスペースを確保してほしいと思いますが、他の高校に通学する生徒の利便性と商店街の活気を取り戻す上からも、平地の中心部（中央商店街付近）に、学習ルームも兼ねた子どもの居場所を設置できないでしょうか。見解を伺います。 ②　パートナーシップ宣誓制度について 　性的マイノリティは偏見の対象だったものが、人権の問題へと理解がすすみ、国政でも一部政治家グループを除いた全ての政党の共通認識となりました。そしてＬＧＢＴ法案が現実のものとなりつつあります。以前一般質問で性的マイノリティへの町の理解状況を質したところ、職員研修などで理解促進に努めていると答弁がありました。しかし長崎市などで実施しているパートナーシップ制度については、同僚議員の質問への答弁を聞いていると、町は依然として後ろ向きだと判断せざるをえません。性的少数者の人権について住民へ理解を促す先頭に立つべき行政が、「住民の理解が進んでいないから…」と言って採用しないことは本末転倒との感を抱きます。 　インターネットで「パートナーシップ宣誓制度」を検索すると、膨大な数の自治体が取り組んでいることがわかります。私が初当選した 1999 年の９月議会で、私は全国から立ち遅れていた男女混合名簿の採用実施を要求しました。しかし長年実施しませんでした。その実施しなかった期間に、町の姿勢は世間から大きく立ち遅れてしまい、最近になって採用しました。 　性的少数者への人権尊重を制度的に保障するパートナーシップ制度も、同じようなことになるのではと、危惧するところであります。同制度を早期に実施すべきだと思いますが見解を伺います。 ③　希望がもてる令和５年度の行政運営について 　令和５年度の行財政運営について、多岐にわたる事業を実施すると思いますが、以下の点についての基本的な考え方を伺います。 （１）新型コロナウイルス感染症は、現時点で一定の収束をみていますが、このまま終息するか、株が変異し、ふたたび拡大するのか不透明であります。感染拡大は高齢者、基礎疾患を有する住民に悪影響をおよぼすことから、本町の小規模自治体としての強み、優位性を発揮して、これまでと同様、迅速な対応ができるよう情報収集に努めてほしいと願っていますが、町の態勢は問題ないか見

	解を伺います。 （２）コロナ禍により、人流抑制が起き、町内商工業は大きな打撃を受けたものと考えます。また、さまざまな物品の価格が高騰し、消費者も家庭の生計維持に苦労しています。こうした状況をふまえると、令和５年度もひきつづき消費者、事業者双方を支援する施策が重要とおもわれます。この点についての施策は考えているのか伺います。 （３）一つの提案として、町内の個人消費者むけの店舗が自社商品の特色、営業場所（地図）アピールポイントを記載した冊子を商工会などと連携し作成し全戸に配布してはどうでしょうか、見解を伺います。 （４）令和５年度の地方交付税（臨時財政対策債も合わせた）の見通しと町の財政運営への影響は大丈夫でしょうか。